

令和8年第1回

安芸高田市農業委員会総会

議 事 録

令和8年1月22日（木）

安芸高田市農業委員会

# 総会出席簿

【開催年月日】 令和8年1月22日（木）

【時間及び場所】 午後1時30分より 安芸高田市役所 会議室211

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について  
日程第 2 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
日程第 3 議案第 2号 農地法第4条の規定による許可申請について  
日程第 4 議案第 3号 農地法第5条の規定による許可申請について  
日程第 5 議案第 4号 農用地利用集積等促進計画原案の諮問について  
日程第 6 議案第 5号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく  
農業振興地域整備計画の変更について

議席	氏名	印	議席	氏名	印	議席	氏名	印
1	田邊 介三	○	6	山本 英次	○	11	境江 芳暢	○
2	秋國 満	○	7	津田 泰成	○	12	高松 忠夫	○
3	水重 克幸	○	8	黒瀬 忠司	○	13	竹丸 政春	欠
4	見坂トシ子	○	9	仁伍 雅史	○			
5	藤原 憲司	○	10	田中 秀之	○			

事務局 出席 稲田 圭介 事務局長  
武部 弘典 係長  
中村 貴啓 専門員

安芸高田市産業部地域営農課 出席 中原 克将 主査

総会開始 午後1時30分

総会時間 31分

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時30分 開会



○水重委員

3番 水重です。2号について報告いたします。1月9日、推進委員、農業委員、事務局で現地確認いたしております。申請地は、吉田町の●●●●にある畑307㎡でございます。別添地図の1-2をご覧くださいと思います。申請地の上方向に●●●●があり、●●には●●●●があります。譲渡人は高齢で、この度施設に入ることになり、譲受人が住居と共に申請地を取得する所有権移転の申請でございます。今後とも農地として維持管理を行うということで、周辺農地には何ら影響はなく、許可妥当と確認いたしました。詳細については別添の調査書をご覧くださいと思います。

○田中会長

ありがとうございました。次に受付番号3番について、8番 黒瀬委員さんお願いいたします。

○黒瀬委員

8番 黒瀬です。受付番号3番について報告いたします。1月9日、推進委員、農業委員、事務局にて現地を確認いたしました。図面番号1-3をご覧ください。申請地は、八千代町●●●●で、地目は田166㎡です。場所は●●●●●●●●を●●●●●●●●に向かい、●●●●●●●●から1km行った所に、●●●●●●●●を右折し、●●●●●●●●を過ぎ、川に突き当たった横になります。昨年に申請があり許可した田の隣の筆で、追加の申請になるため、別段の問題はないと思います。詳しくは別添の調査書をご覧くださいと思います。以上で終わります。

○田中会長

ありがとうございました。次に受付番号4号から5号まで、7番 津田委員さんお願いいたします。

○津田委員

7番 津田です。受付番号4号と5号は相互に関連しておりますので、併せて報告をさせていただきます。現地確認は、1月13日に推進委員、農業委員、事務局で行いました。申請地の場所は、美土里町●●●●ですが、図面番号1-4、5をご覧ください。申請地は、●●●●●●●●から●●●●●●●●●●を●●●●●●●●に向けて、南西に4km進んだ●●●●●●●●にあります。地図で見ると、右上から左下にむけて太い線がありますが、これが●●●●です。譲受人と譲渡人は、相互に近くに所有する農地の経営合理化を計るという事で、農地を交換するという事であり、これに伴って、周辺の営農に影響を生じる事は考えられません。問題ないものと確認をいたしました。詳しくは別紙調査書をご覧ください。以上で報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。以上で調査報告を終わります。これより質疑及び意見に入ります。質疑、意見がある方はご発言をお願いいたします。ございませんか？

質疑及び意見がないようでございますので、質疑意見を終了し採決に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして、申請通り賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○田中会長

ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、申請通り許可することに決しました。次へまいります。

日程第3 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。はじめに事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。続いて、担当委員の調査報告を行います。受付番号1号について、7番 津田委員さんお願いいたします。

○津田委員

7番 津田です。受付番号1号について報告します。現地確認は、1月13日、推進委員、農業委員、事務局で行いました。申請地の場所は美土里町●●です。図面番号2-1をご覧ください。●●●●●●から●●●●●●●●●●を●●●●●●へ向けて南西に4.5kmほど進み、●●●●●●の●●●●を西へ1km進んだ●●●●という地域にあります。現地は申請人の自宅の裏にあります。本案件は、自宅の裏山にある墓地管理の利便性を図るため、申請地へ移設するための申請であります。周辺農地へ特段の問題はない事からやむを得ないものと確認いたしました。詳しくは別紙調査書のとおりです。報告は以上です。

○田中会長

ありがとうございました。続きまして受付番号2号について、6番 山本委員さんお願いいたします。

○山本委員

6番 山本です。受付番号2号について報告します。1月13日、推進委員、農業委員、事務局と現地を確認しました。図面番号2-2をご覧ください。申請地は、●●●●●●から●●●●●●●●●●

●●を●●●●に約2km行き、左手方向に約300m行った所の左の田74㎡のうち、10.36㎡です。申請人は十数年前、山の中腹にあった墓を家の近くに移設されたそうです。周りの田んぼは申請人の所有であり、他の農地に影響はない事を確認しました。尚、詳しい内容については別紙調査書のとおりです。以上で報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。以上で調査報告を終わります。これより質疑及び意見に入ります。質疑、意見がある方はご発言をお願いいたします。ございませんか？質疑及び意見がないようでございます。これより採決に入ります。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、申請通り許可することに賛成の委員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○田中会長

ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請につきましては、申請通り許可することに決しました。次へまいります。

日程第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。はじめに事務局より提案理由説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。続いて担当委員の調査報告をお願いいたします。受付番号1号、2号について、4番 見坂委員さんをお願いいたします。

○見坂委員

4番 見坂です。受付番号1号、2号について報告します。譲渡人は別なのですが、譲受人が同じ会社で申請地の農地が隣り合わせなので、併せて報告します。1月9日、推進委員、農業委員、事務局で現地確認いたしました。申請地は、吉田町●●となっておりますが、場所は●●です。図面番号3-1、3-2をご覧ください。●●●●から山の方へ、●●に行く道を道なりに行きまして、民家がある所まで行った所に、太陽光発電設備が設置されている所があります。その太陽光発電設備の間にある農地が4枚あります。この農地は隣り合わせの農地です。1号の譲渡人は●●に居住されており、高齢で、耕作管理が困難で、申請地は耕作されておらず耕作放棄された農地になっています。2号の譲渡人も高齢で管理が困難で、耕作放棄された農地となっております。この度、譲受人は、この申請地を譲り受けて太陽光発電設備を設置することにしました。両脇には太陽光発電設備が設置されており、本申請に至ったことはや

むを得ないものと認められ、周辺農地に影響はなく、支障を生じることは認められない事を確認いたしました。詳しい内容については別紙調査書のとおりです。以上、1号、2号についての報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。次に受付番号3号について、3番 水重委員さんお願いします。

○水重委員

3番 水重です。受付番号3号について報告します。1月9日、農業委員、推進委員、事務局で現地を確認いたしております。別添地図の3-3をご覧くださいと思います。申請地は、新しくできた●●●●●●の●●●●●●にあります。●●●●●●を300mほど●●●●●●に進んだところでございます。譲受人は●●●●●●でございます。今回、建設業者に賃貸し、図にあるように資材置場、駐車場として使用するための転用申請でございます。申請地は以前より無許可で、農地以外として使用しており、始末書を添付しての申請でございます。周辺農地には何ら影響はなく、許可はやむを得ないものと確認いたしました。以上でございます。

○田中会長

ありがとうございました。次に受付番号4号、5号について、9番 仁伍委員さんお願いいたします。

○仁伍委員

9番 仁伍です。受付番号4号、5号について報告します。4号と5号は、譲受人と譲渡人が同じであるため、併せて報告したいと思います。1月14日、農業委員、推進委員、事務局とで現地の確認をしました。図面番号3-4、3-5をご覧ください。図面の左上辺りにあるのが●●●●●●●●になり、図面の上側に●●●●●●がある辺りになります。現在、どちらの申請地も雑草が繁茂している状態で、15年ぐらいいは耕作されていないため、農地として利用することは難しく、申請地の隣が住宅地となっているため、周辺への悪影響などを考えると、今回の太陽光発電設備への転用申請もやむを得ないかと感じました。尚、水路等整備されており周辺農地への影響はないため、許可することは致し方ないかと見てきました。尚、詳しくは別紙調査書のとおりです。以上で報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。続きまして、受付番号6号から7号について、1番 田邊委員さんお願いいたします。



の規定による許可申請については、申請通り許可することに決しました。次へまいります。

日程第5 議案第4号 農用地利用集積等促進計画原案の諮問についてを議題といたします。はじめに事務局より提案の理由説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。以上で事務局の説明が終わりました。これより質疑及び意見に入ります。質疑、意見がある方はご発言をお願いいたします。ございませんか？よろしいですか？質疑及び意見がないようでございますので、これより採決に入ります。

議案第4号 農用地利用集積等促進計画原案の諮問について、原案通り設定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○田中会長

はい、ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第4号 農用地利用集積等促進計画原案の諮問については、原案通り設定することに意義のない旨を市長に回答することに決しました。ここで説明員入室のため暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時56分 休憩

午後1時57分 再開

○田中会長

休憩を閉じて会議を再開といたします。

日程第6 議案第5号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画の変更についてを議題といたします。はじめに事務局より提案理由説明をお願いいたします。

(事務局概要説明)

(地域営農課 中原主査 概要説明)

○田中会長

要点説明が終わりました。これより、担当地区の委員による調査報告を行います。はじめに位置番号1号から2号まで、5番 藤原委員さんお願いします。



以上の会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

安芸高田市農業委員会会長

1 番委員

2 番委員